

29 禁制 \*写

慶長 17 年 (1612 年) 4 月 12 日

この文書は、幕府領三波川郷さんばがわごう (現藤岡市三波川)なるせごんざ の支配代官であった成瀬権左衛門えもん が、三波川郷宛てに出した禁制です。三波川郷内にあった東御荷鉾山みかぼ は、山札を持った鬼石郷おにしごう の村民が草木の刈り取りを許された入会地いりあいち でした。しかし、東御荷鉾山の「御公方御用木」ごくほうごようぼく を切ること、三波川郷の百姓屋敷付の林で草や薪を切ること、札を持っているという理由で限度を超えて草木を取ることは、この禁制で禁じられました。この禁制は写ですが、本来は木札に書かれ掲示されたと考えられます。

飯塚馨家文書 P8214 No.2464

禁制

鬼石郷より三波川みかふ山へ札を出し、草木取らせ申し候間、  
此より御用木きり申す間敷候、かまかりはかりきり申すべき  
事  
百姓屋敷付の林にて草薪切り申間敷事、  
一、札を取り申し候と申して我まにおし草木取り申し候は  
ば、札を以来出し申す間敷事  
石条々相背く者候はば、見合にとらへて申上げ候、御法度の如く申  
し付くべき者也、仍つて件の如し、

【29】 禁制

〔読み下し文〕

禁制

一、鬼石の郷より三波川みかふ山へ札を出し、草木取らせ申し候間、  
御公方御用木きり申す間敷候、かまかりはかりきり申すべき  
事

一、百姓屋敷付の林にて草薪切り申間敷事、  
一、札を取り申し候と申して我まにおし草木取り申し候は  
ば、札を以来出し申す間敷事  
石条々相背く者候はば、見合にとらへて申上げ候、御法度の如く申  
し付くべき者也、仍つて件の如し、

慶長十七年四月十二日 成瀬権左衛門 (花押)

三波川の郷